

インフルエンザなどによる出席停止の手続きについて(附属中学校)

出席停止扱いとなる感染症の感染拡大を防止するため、以下の要領にて出席停止期間を設けます。
何卒御理解、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

1 出席停止となる感染症と出席停止期間の基準

医療機関にて「出席停止扱いとなる感染症(下表参照)」と診断を受けたら、速やかに担任に御一報いただき、その時点から登校しないでください。

出席停止期間の基準は、感染症ごとに定められています。

	感染症名	出席停止期間の基準
第1種	<ul style="list-style-type: none"> ○エボラ出血熱 ○クリミア・コンゴ出血熱 ○痘そう ○南米出血熱 ○ペスト・マールブルグ病 ○ラッサ熱 ○急性灰白髄炎 ○ジフテリア ○重症急性呼吸器症候群及び鳥インフルエンザ(病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであつてその血清型がH5N1であるものに限る。) ○新型コロナウイルス感染症 	◇治癒するまで
第2種	○インフルエンザ (鳥インフルエンザ [H5N1] を除く)	◇発症した後五日を経過し、かつ、解熱した後、二日を経過するまで。
	○百日咳	◇特有の咳が消失するまで又は特有の五日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
	○麻疹(はしか)	◇解熱した後三日を経過するまで。
	○流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	◇耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後五日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
	○風しん(三日ばしか)	◇発しんが消失するまで。
	○水痘(みずぼうそう)	◇すべての発しんが痂皮化するまで。
	○咽頭結膜熱(プール熱)	◇主要症状が消退した後二日を経過するまで。
	○結核及び髄膜炎菌性髄膜炎	◇病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。
		ただし、症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときはこの限りでない。
第3種	<ul style="list-style-type: none"> ○コレラ ○細菌性赤痢 ○腸管出血性大腸菌感染症 ○腸チフス ○パラチフス ○流行性角結膜炎 ○急性出血性結膜炎 ○その他の感染症 	◇病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

2 必要書類と手続きの流れ

- ① 「**出席停止届**」に記入すべき部分を御記入いただき、受診したことを証明できるものを添付してください。（必ず保護者が記入してください。）
- ② 出席停止期間の基準よりも早く登校する場合や出席停止期間が長くなる場合は、受診した医療機関で証明を受け、「**登校に係る証明書**」を必ず提出してください。（医師による証明は基本、有料となります。）
- ③ いずれの場合も、お子様の登校時に担任に御提出ください。

※「出席停止届」、「登校に係る証明書」について

- a 附属中学校のホームページから「学校生活」→「インフルエンザなどによる出席停止の手続き（附属中学校）」へ進み、様式をダウンロードしてください。
- b もし、印字できない等の場合は担任にお申し出ください。

注：高等学校とは必要書類が異なります。